

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(1) 社会福祉

1) 老人福祉

(i) 中央社会福祉審議会「当面の在宅老人福祉対策のあり方について」意見具申(昭和56年12月10日)

本格的高齢化社会の到来を控えて、在宅老人福祉サービスを積極的に位置付けるべきである。今後の方向としては、福祉サービスの対象を所得の高低にかかわらず全家庭に拡大し、負担能力と需益に応じた費用負担制度を導入するほか、対象を老人から老人を抱える家族にまで広げるなどの新たな視点の導入が必要である。

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(1) 社会福祉

2) 児童と家庭

(i) 中央児童副審議会「今後のわが国児童家庭福祉の方向について」意見具申(昭和56年12月18日)

意見具申の要点は、児童数の減少が我が国の社会に与える影響が極めて大きいという認識の上に立って、家庭、地域社会、企業、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、一体となって児童の健全育成をあらゆる面で配慮していくことが腰であるというものであり、正式には厚生省に対する意見具申であるが、それと同時に審議会として、国民に対する緊急アピールという性格を実質的に併せもたせたものといえる。

(ii) 幼稚園及び保育所に関する懇談会報告(昭和56年6月22日)

幼稚園と保育所は、その目的、機能が異なり、幼稚園教諭と保育所保育士との相互研修等両者が連携できる事項については連携を進める必要があるが、現状では簡単に一元化できる状況にはないとして、現状での幼保一元化の可否の問題について一応のピリオドが打たれた。

(iii) 堀木訴訟最高裁判決(昭和57年7月7日)

最高裁は障害福祉年金受給者に対して児童扶養手当を支給しないことを定めた改正前の児童扶養手当法の規定は、憲法第25条及び第14条に違反しないとして原告側の上告を棄却した。

(iv) 夜間保育及び延長保育特別対策の実施(昭和56年10月実施)

ベビーホテル問題の受皿対策として、午後10時頃までの夜間保育のモデル的实施及び午後7時頃までの保育時間の延長が始められた。

(v) 無認可保育施設に対する指導基準の設定(昭和56年7月2日)

無認可保育施設の指導、監督の強化に関する児童福祉法の一部改正(昭和56年6月25日施行)を踏まえ、これら施設の尊重すべき必要最低限の内容等を盛りこんだ基準を設定し、指導の徹底を期することとした。

(vi) 寡婦に対する福祉措置の拡大(昭和57年4月実施)

母子家庭の母であった寡婦についても母子家庭の母と同様の福祉の措置を講ずることとされた(母子福祉法の一部改正)。

(vii) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当の額の引上げ(昭和57年9月実施)

◦児童扶養手当	{児童1人の場合	31,200円→32,700円
	{児童2人の場合	36,200円→37,700円
◦特別児童扶養手当	{障害児1人につき	24,000円→25,100円
	{重複障害児1人につき	36,000円→37,700円

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(1) 社会福祉

3) 身体障害者

(i) 身体障害者福祉審議会「今後における身体障害者福祉を進めるための総合的方策」を答申(昭和57年3月29日)

国際障害者年を契機として障害者問題に対する認識の深まりつつある今日,身体障害者福祉対策についても長期的展望に立つ基本的な再検討を行い,今後における施策の推進を期せられるよう切に望む。

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(1) 社会福祉

4) 生活保護

(i) 生活保護法による保護の基準の引上げ(昭和57年4月実施)

月額134,976円から143,345円に引き上げた(標準4人世帯)。

(ii) 中央社会福祉審議会「生活扶助基準における男女差について」意見具申(昭和57年1月23日)

生活扶助の男女差は速やかにその実態に応じて是正するとともに、今後とも男女の消費実態の変化を正しく把え、それに対応することが必要である。

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(1) 社会福祉

5) 援護

(i) 中国残留日本人孤児の肉親捜しのための訪日調査(昭和57年2月18日～3月8日実施)

昭和57年2月18日から3月8日にかけて60名の孤児を訪日させ、肉親捜しのための調査を実施した結果、42名の孤児の肉親が判明した。

(ii) 遺族援護法による遺族年金等の改善(昭和57年8月13日)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律が、昭和57年8月13日に公布され、遺族年金が132万円に引き上げられる等の改善が行われた。

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(2) 保健医療及び生活環境

1) 保健

(i) 老人保健法成立(昭和57年8月10日)

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図るため、疾病の予防、治療、機能訓練等の保健事業を総合的に実施し、もって国民保健の向上及び老人福祉の増進を図ることを目的とする老人保健法が成立した。なお、これを施行するために、昭和57年9月10日厚生省公衆衛生局に老人保健部が設置された。

(ii) 原爆特別措置法の一部改正(昭和56年8月1日)

近距離被爆者対策を強化する観点から、医療特別手当、原子爆弾小頭症手当及び増額保健手当を創設した。

(iii) 調理師法の一部改正(昭和56年6月20日)

調理師の資質の向上を図るため、調理技術審査制度を創設した。

(iv) 死因順位の変動(昭和57年6月26日発表)

昭和56年の人口動態の概況によると、死因順位は、昭和26年以来1位であった脳卒中に代わり、がんが第1位となった。

(v) 結核の定期健康診断の時期の改正(昭和57年7月6日)

公衆衛生審議会の答申に基づき、中学生・高校生の定期の健康診断の実施時期について見直しを行った。

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(2) 保健医療及び生活環境

2) 医療保険

(i) 診療報酬改定(昭和56年6月実施)

診療報酬が3年ぶりに改定された。改定率は医科・歯科・調剤平均8.1%の引上げで、内容的には、技術重視の診療報酬体系の確立、薬剤部門及び検査部門の見直し、プライマリーケアの充実と地域医療の確保、保険外負担の解消を柱とし、各種保険点数の引上げ、重症者看護特別加算の新設等が行われた。

(ii) 薬価基準全面改正(昭和56年6月実施)

薬価基準が3年ぶりに全面改正され、平均18.6%の大幅な引下げが行われた。

(iii) 歯科点数表改正(昭和57年4月実施)

歯科における保険給付の対象として、新たに唇顎口蓋裂に係る歯科矯正を追加した。

指標編

第2部 厚生行政の動き

- 1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)
 - (2) 保健医療及び生活環境
 - 3) 医療制度
-

(i) 医師国家試験の改善(昭和56年6月29日)

医療関係者審議会医師部会は、医師国家試験の改善策を調査検討するための常設の専門機関の発足、試験問題のプール制の導入、秋の試験の廃止等を内容とする意見書を厚生大臣に提出した。

(ii) 歯科医師国家試験の改善(昭和56年6月11日)

医療関係者審議会歯科医師部会は、歯科医師国家試験について医師部会と同様の意見書を厚生大臣に提出した。これに基づいて具体的な改善策を検討するため昭和57年7月6日歯科医師国家試験制度改善委員会が設置された。

(iii) 「救急の日」及び「救急医療週間」の制定(昭和57年7月20日)

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識の高揚を図るため、消防庁、地方公共団体、(社)日本医師会等と共催で、毎年9月9日を救急の日とし、この日を含む1週間を救急医療週間と定めた。

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(2) 保健医療及び生活環境

4) 薬事

(i) 医薬品等に係る輸入検査手続等の改善(昭和57年3月)

近年の我が国と欧米諸国との貿易摩擦問題を背景に、欧米諸国よりいわゆる非関税障壁として輸入検査手続等が指摘され、その改善が要望されてきた。これに対し、政府全体としてもその改善を図るべく検討が行われてきたが、厚生省においても、この一環として、医薬品、化粧品等の関係において、外国の試験データの受入れ、基準の明確化、通関手続の簡素化等について改善が行われた。

(ii) GLP(医薬品の安全性試験の実施に関する基準)の制定(昭和57年3月31日)

新医薬品の承認申請等の際に添付される動物試験データ等の信頼性を確保するため、試験実施に関する責任体制の確立、構造設備に関する規定の設定、試験実施手順の標準化、

試験記録等の作成と保管の義務化等を主な内容とするGLPが定められ、昭和58年4月1日から施行されることとされた。

(iii) 環境汚染化学物質の範囲の拡大(昭和56年10月12日)

難分解性、蓄積性及び慢性毒性を有するため、環境経由で人体に危害を及ぼすおそれがあるとして、所要の規制措置が講じられている化学物質(PCB等3物質)に、DDT、ディルドリン、アルドリン、エンドリンの4物質が追加された。

(iv) シンナー等有機溶剤の乱用規制強化

吸入すると興奮、幻覚等の作用が現れるため、シンナー等の有機溶剤等に加えて建築分野で使用されるトルエン等を含有するシーリング材が昭和57年5月1日から新たに規制対象に加えられた。

さらに、有機溶剤に対する規制を強化するため、昭和57年10月1日乱用者に対する法定刑を引き上げ、従来の罰金刑に加え1年以下の懲役刑を科することができることとされた。

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(2) 保健医療及び生活環境

5) 生活環境

(i) 広域臨海環境整備センター法の公布(昭和56年6月)

廃棄物の広域的な処理が必要であると認められる区域において生じた廃棄物の適正な海面埋立てによる処理及びこれによる港湾の秩序ある整備を図るため、環境の保全に留意しつつ港湾において広域処理場の建設、管理等の業務を行う事業主体(広域臨海環境整備センター)を設立するための法律が公布された。なお、昭和57年3月には大阪湾広域臨海環境整備センターが設立された。

(ii) EDBでくん蒸した柑橘類などの衛生対策(昭和56年10月)

EDB(二臭化エチレン)でくん蒸したカリフォルニア産柑橘類の輸入に際しては、暫定的なEDBの残留規制値を定め、また、沖縄産等のEDBくん蒸インゲン等についても、県外出荷基準値を設定し、消費者に届く時点ではEDBが残留しないように必要な検査等を行った。

(iii) 清涼飲料水、容器包装等の成分規格等の改正(昭和57年2月)

低酸性の炭酸飲料水に新たに殺菌を義務づけたり、清涼飲料水の容器包装の密栓、密封の方法に対して、細菌の侵入を防ぐため耐圧試験など物理的強度試験の方法を明示するために、清涼飲料水の成分規格等を改正し、また、ポリメタクリル酸メチルほか3つの合成樹脂についての個別規格及び金属缶の成分規格等を設けるために、容器包装等の規格基準を改正した。

(iv) カネミ油症事件第二陣訴訟の判決(昭和57年3月)

カネミ油症事件の患者等342名が国、北九州市、(株)カネミ倉庫、同加藤社長及び(株)鐘淵化学工業を相手に提訴したカネミ油症事件第二陣訴訟の判決が福岡地方裁判所小倉支部で言い渡され、国及び北九州市は勝訴、他の3者は敗訴した。原告及び(株)鐘淵化学工業は控訴した。

指標編

第2部 厚生行政の動き

1 主要な動き(昭和56年4月から昭和57年9月末まで)

(3) 年金保障

(i) 拠出制年金の特例的な物価スライドによる給付改善及び福祉年金の給付改善(昭和57年9月実施)

昭和57年度においては,昭和56年度の消費者物価指数の対前年度上昇率は4.0%であり,自動物価スライドの実施要件である5%を超えなかったが,年金受給者を取り巻く諸状況を勘案し,年金額の特例物価スライドを行うこととし,厚生年金保険及び船員保険については昭和57年7月から,拠出制国民年金については同年8月から,それぞれ年金額の改定を行った。

また,老齢福祉年金については,昭和57年9月から,月額24,000円を25,100円に引き上げ,他の福祉年金についてもこれに準じた引上げを図った。

(ii) 国民年金法における国籍要件の撤廃(昭和57年1月実施)

難民条約等への加入に際し,国民年金法における国籍要件を撤廃した。これにより,外国人も日本人と同様に国民年金に加入することとなった。

この改正は,難民条約等が発効した昭和57年1月より実施された。

(iii) 福祉年金の所得制限の改善(昭和56年8月実施)

○障害福祉年金の本人所得制限の大幅改善

障害福祉年金の本人所得制限について,障害者がハンディキャップを克服して収入を得ている実態を考慮し,2人世帯で年収216.4万円から300万円に大幅に引き上げた。(なお昭和57年8月から,300万円をさらに315万円に引き上げた。)

○老齢福祉年金の扶養義務者等所得制限による一部支給停止の導入

老齢福祉年金について,扶養義務者等の所得が高く比較的余裕がある場合(6人世帯で年収600万円以上876万円未満)には,その一部を支給停止することとした。

(iv) 社会保険労務士法の一部改正(昭和57年4月実施)

社会保険労務士の業務に個人の書類提出手続き代行が加わり,社会保険労務士となるための資格要件に2年以上の実務経験が必要となるとともに,大臣免許制から法定団体への登録制に変更される等の改正がなされた。

厚生白書(昭和57年版)

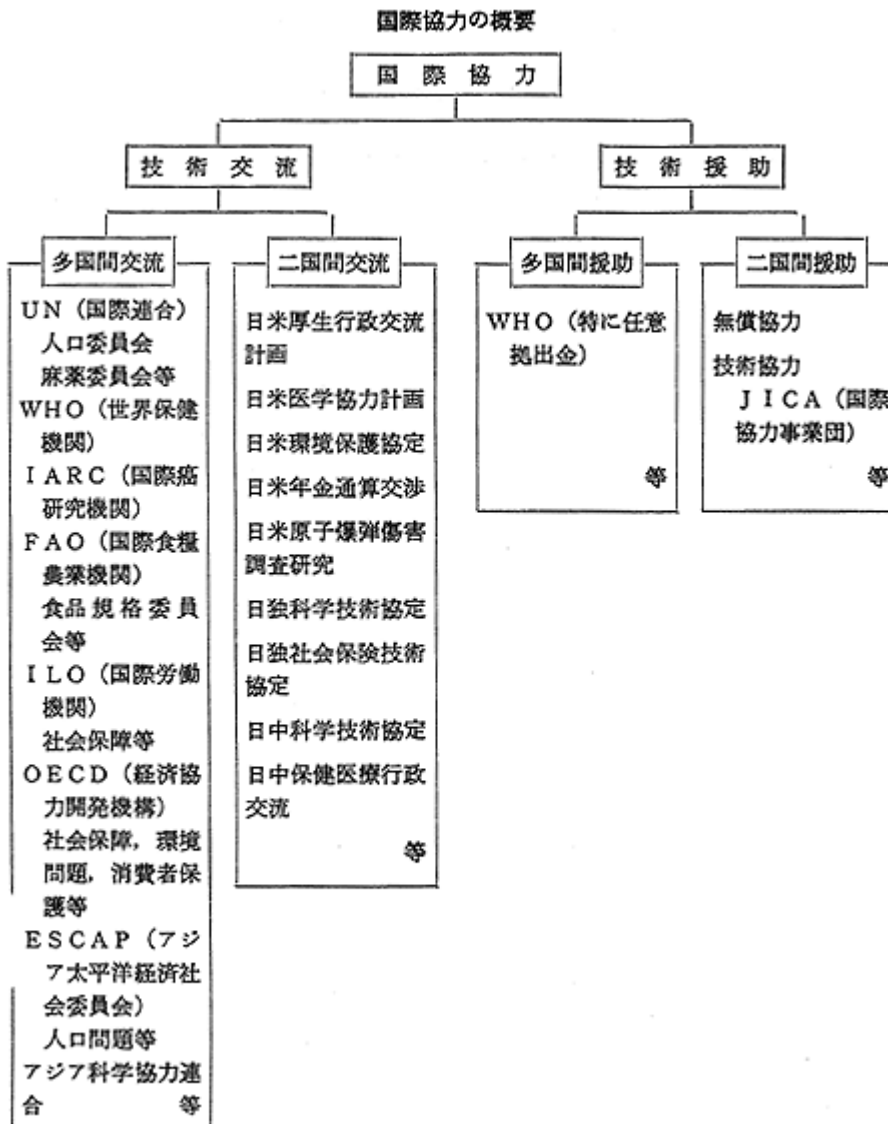
(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

指標編

第2部 厚生行政の動き

2 国際協力

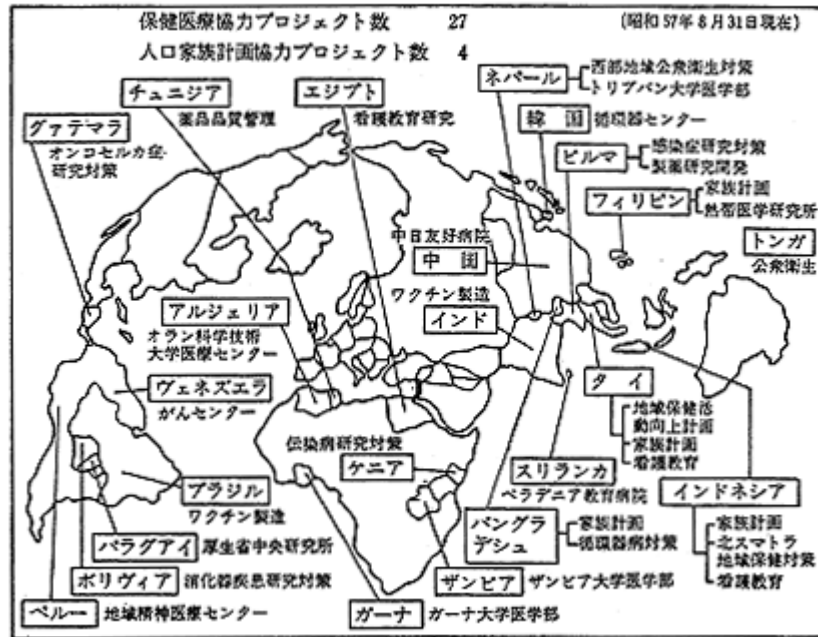
国際協力の概要



(注) 二国間援助のうち、現在進行中の保健医療協力プロジェクトは次の図のとおり

保健医療協力プロジェクト位置図

保健医療協力プロジェクト位置図



指標編

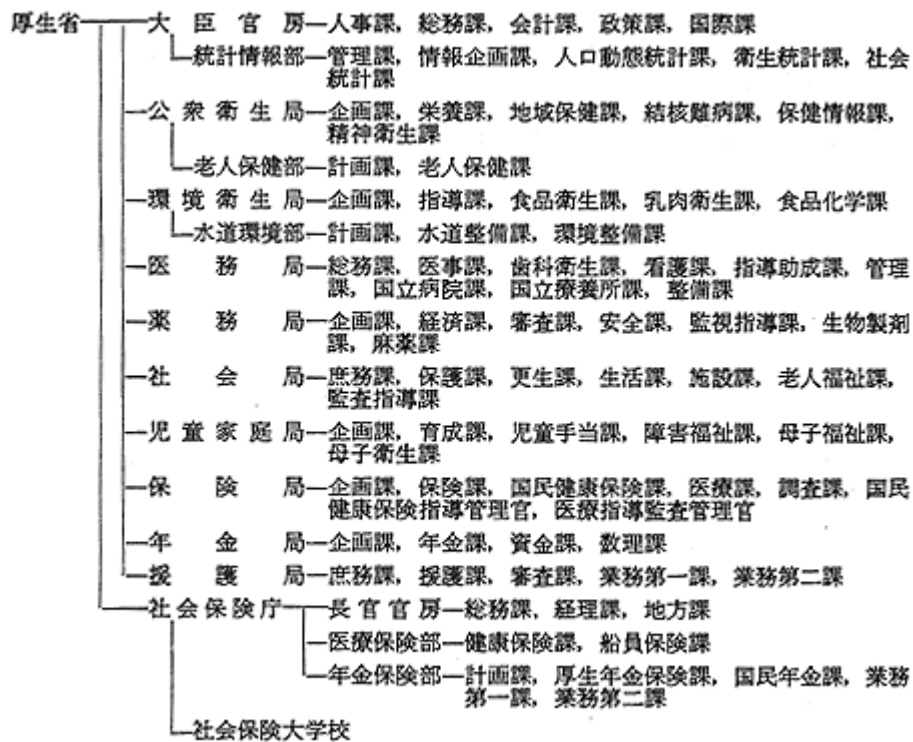
第2部 厚生行政の動き

3 厚生行政の組織

(1) 厚生省

厚生省は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進を図るため、政策の企画立案、予算の執行、情報の作成及び提供、各種の許認可、監督、命令及び処分などを行っている。

また、厚生省の外局として、昭和37年より社会保険庁が置かれ、政府管掌健康保険、船員保険、厚生年金保険、国民年金などの事業を運用している。



指標編

第2部 厚生行政の動き

3 厚生行政の組織

(2) 附属機関

1) 試験研究及び治療等を行う附属機関

人口問題研究所,国立公衆衛生院,国立精神衛生研究所,国立栄養研究所,国立予防衛生研究所,病院管理研究所,国立らい研究所,国立衛生試験所,検疫所(17か所),国立病院(96か所),国立療養所(153か所),国立がんセンター,国立循環器病センター,国立身体障害者リハビリテーションセンター,国立光明寮(4か所)(視覚障害者の知識技能の付与及び訓練を行う機関),国立保養所(2か所)(重度の身体障害を有するものを収容し,医学的管理の下に,その保養を行わせる機関),国立教護院(2か所)(病的性格等により,特に不良な児童を入院させ,その教護をつかさどる機関),国立精神薄弱児施設,社会保険審査会

指標編

第2部 厚生行政の動き

3 厚生行政の組織

(2) 附属機関

2) 審議会など

厚生大臣の諮問に応じて調査審議する諸審議会や、三者構成を以って健康保険関係の事項を審議する中央社会保険医療協議会などがある。

人口問題審議会,厚生統計協議会,公衆衛生審議会,老人保健審議会,原子爆弾被爆者医療審議会,中央環境衛生適正化審議会,生活環境審議会,食品衛生調査会,医道審議会,医療関係者審議会,医療審議会,あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復等中央審議会,中央薬事審議会,中央社会福祉審議会,身体障害者福祉審議会,中央児童福祉審議会,社会保険審議会,中央社会保険医療協議会,国民年金審議会,援護審査会

指標編

第2部 厚生行政の動き

3 厚生行政の組織

(3) 地方支分部局

○地方医務局(7か所)———国立医療機関に関する事務を分掌する。

○麻薬取締官事務所(8か所)——麻薬,大麻,あへん,覚せい剤等の取締りに関する事務を分掌する。

指標編

第2部 厚生行政の動き

3 厚生行政の組織

(4) 第1線機関

保健所(855か所),福祉事務所(1,164か所),児童相談所(162か所),社会保険事務所(262か所)など

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare